

北海道中小企業者等に対する融資に係る損失補償金の返納の免除に関する条例の概要

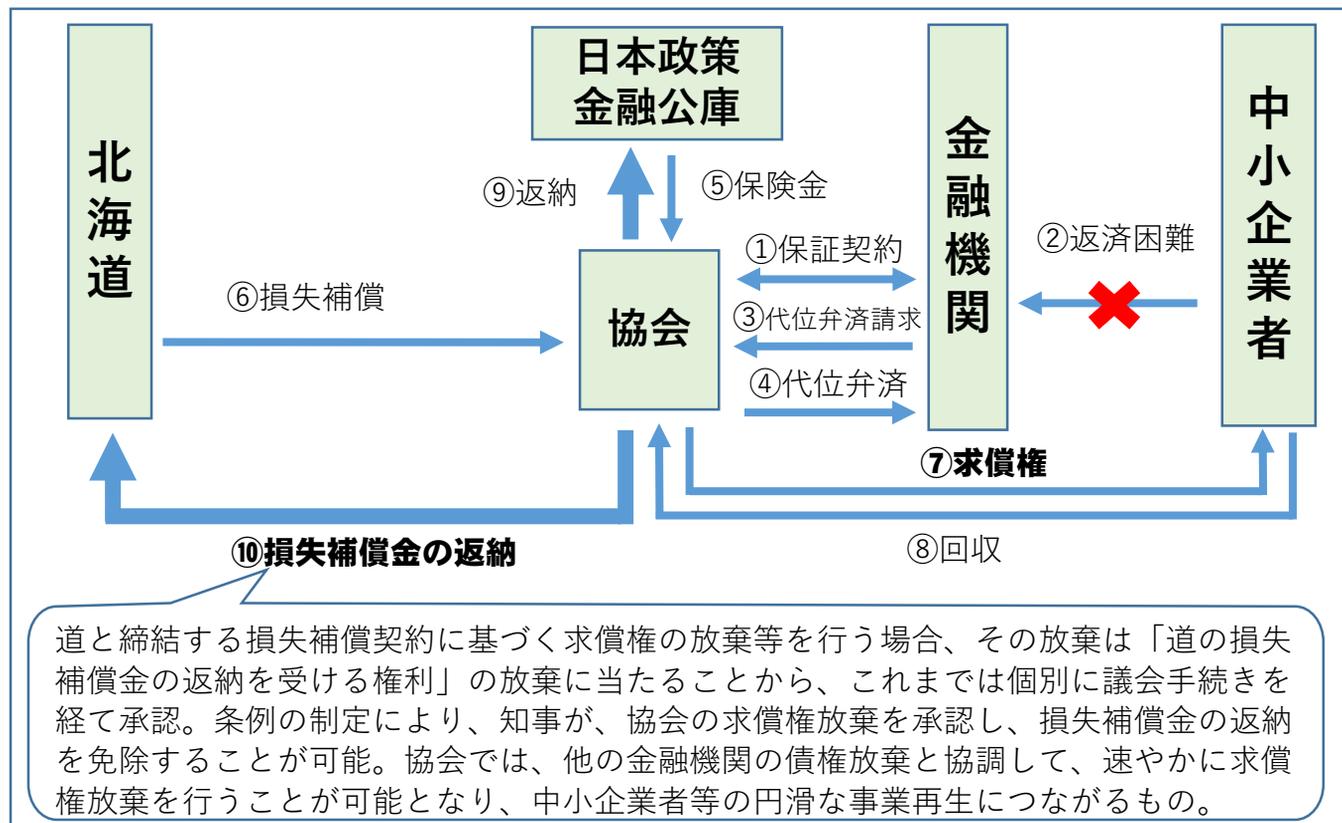
資料3参考2

条例の概要

【目的】

中小企業者等の円滑な事業の再生に資するよう、北海道信用保証協会（以下「協会」という。）が事業再生を行う中小企業者等に対して、道と締結する損失補償契約に基づく求償権の放棄等を行う場合に、知事において当該求償権の放棄等を承認するとともに、当該求償権に係る損失補償金の返納の免除を可能とするため、道が支払う損失補償金の返納の免除に関し必要な事項を定める。

【スキーム】



条例制定の背景

匿名性の確保

- ・私的整理による事業再生は、匿名性の確保の点でメリット
- ・しかし、権利放棄に当たり議会手続きを経る場合、企業名公表が原則
- ・企業名の公表による信用低下や風評被害等の恐れを排除するため、再生企業の匿名性を確保し、円滑な事業再生を支援するための体制の整備が必要

機動的対応

- ・企業再生のための金融機関等による債権放棄は全員一致が原則であり、道の権利放棄の承認が遅れることにより、事業再生計画の中止や経営破綻に陥る懸念を回避するための体制の整備が必要

災害への備え

- ・大規模災害を想定し、同時期に多数の事業再生事案が発生する事態に備えることで、中小企業の早期復旧、復興の取組を支援するための体制の整備が必要

第1条 目的

協会に対して道が支払う損失補償金の返納の免除に関し、必要な事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生に資する

第2条 定義

本条例における用語について定義

第3条 求償権の放棄の承認等

知事は、協会から、次のいずれかの計画策定支援機関による支援又は手続きを受けて策定された事業再生計画に基づく求償権の放棄等の承認の申請があった場合、当該求償権等を放棄を承認するとともに、損失補償金の返納を免除

【条例の対象要件】

要件	根拠法	
①特定協定銀行の計画策定支援	金融再生法	第53条第1項第2号
②特定調停の手続	特定調停法	第2条第3項
③(株)地域経済活性化支援機構の再生支援決定又は特定支援決定	地域経済活性化支援機構法	第25条第4項 又は 第32条の2第3項
④特定認証紛争解決手続	産業競争力強化法	第2条第21項
⑤中小企業再生支援協議会の計画策定支援		第135条第1項
⑥(独)中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合の計画策定支援		第140条第1号
⑦(独)中小企業基盤整備機構の指導又は助言		第140条第2号

第4条 報告

本条例により損失補償金の返納を免除した場合、議会に報告する

第5条 委任

本条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める